

## 第5回 世田谷区子ども・子育て部会 議事録

日時

平成26年6月27日(金)10:00~

場所

世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

出席委員

和田部会長、森田副部会長、天野委員、猪熊委員、太田委員、加藤委員、相馬委員、  
普光院委員、松田委員、正岡委員、平林委員、秋元委員、五島委員、坂本委員、  
萩谷委員、谷合委員、中山委員

欠席委員

池本委員、横矢委員

事務局

岡田子ども・若者部長、香山子ども育成推進課長、上村子ども若者部副参事、小野  
児童課長、梅田保育課長、田中保育計画・整備支援担当課長、百瀬子ども家庭課長、  
片桐若者支援担当課長

資料

- 1 世田谷区子ども・子育て部会委員名簿
- 2 子ども・子育て部会の位置づけ
- 3 子ども計画(第2期)中間のまとめ(案)
- 4 子ども・子育て支援事業計画案(教育・保育事業)
- 5 子ども・子育て支援事業計画案(子ども・子育て支援事業)
- 6 需要量見込みの補正及び確保方策説明資料
- 7 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(素案)(骨子)
- 8 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例(素案)(骨子)
- 9 支給認定及び保育の実施等に関する条例(素案)(骨子)
- 10 子ども・子育て会議条例(素案)(骨子)
- 11 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(素案)(骨子)

## 議事

香山課長：定刻になりましたので、第5回子ども・子育て部会を開催いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。議事に入りますまで進行を務めさせていただきます、子ども育成推進課長の香山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は池本委員、横矢委員より所用により欠席とのご連絡をいただいております。また、太田委員、松田委員より10分程度遅れるというご連絡をいただいております。

委員のみなさまには、当部会の任期の延長について、恐縮でございますが郵送でご依頼させていただきました。後ほど、子ども・子育て部会の位置付け等につきましてご説明させていただきますが、趣旨をご理解いただきまして、ご協力を賜りたいと思います。

それでは、開会にあたりまして、子ども・若者部長の岡田よりあいさつをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

岡田部長：おはようございます。今日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。世田谷区の子ども・子育て部会も今回で5回目となりました。私ども、事務局としましては、新制度に向けた準備がまさに佳境に入ってきたなと感じているところです。

今日は、次第にありますように「子ども・子育て部会の位置付け」、それから「子ども計画（第2期）の中間まとめ」、「子ども・子育て支援事業計画案」、「子ども・子育て支援新制度の実施に向けて区が定める条例について」ということで、大変盛りだくさんになっております。4番目の条例につきましては、9月の第3回区議会定例会に提案をしたいと考えているところです。お時間限られている中で、盛りだくさんの議事で大変恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

香山課長：続きまして、お手元に配布している資料の確認をさせていただきます。次第にもありますように、本日報告を含め、4件の議事を予定しております。資料1が委員名簿、資料2が当部会の位置付け、資料3が子ども計画（第2期）中間まとめとなっております。続いて資料4、5、6と議事3の子ども・子育て支援事業計画案の資料となっております。資料7から11が議事4の区が定める条例にかかる資料となっております。また来月7月6日の日曜日の10時から子ども・子育て支援新制度せたがやフォーラムを開催いたしますので、そのチラシをお配りしております。ご登壇いただく委員の皆さまにはこの場を借りてお礼申し上げたいと思います。また委員の席上には地域の子ども・子育て支援事業に関する提案についてという表記の書類をお配りしております。本部会の親会でございます、世田谷区地域保健福祉審議会に対し、計画の策定に向けての要望をいただいたものを配布しております。資料は以上でございます。不足はございませんでしょうか。

それでは今後の議事につきましては、部会長よりよろしく願います。

#### (1) 子ども・子育て部会の位置づけについて

部会長 : おはようございます。それでは第5回子ども・子育て部会を始めますけれども、今お話がありましたように、今日議論すべきことが非常に多いです。2時間の中で議論する必要がありますので、ここで言い尽くせなかったことは後ほどご意見として事務局までメールでお寄せいただきたいと思います。議事の発言は是非たくさんしていただきたいと思いますので、一回ごとにはできるだけ短くしていただいて、議事の進行にご協力いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それではまず議事1、子ども・子育て部会の位置付けについて事務局より説明させていただきます。

事務局 : 資料2をご覧ください。子ども・子育て支援法により、区市町村の行う子ども・子育て支援施策の計画的推進に係る調査審議を行う機関として、子ども・子育て会議を設置することが努力義務とされております。子ども・子育て会議の役割は、資料2の右上にあります。4つありますが、区ではそのうちの役割を担う会議体として、昨年6月に子ども・子育て部会を設置いたしました。子ども・子育て部会の設置目的や任期につきましては右下に示しております。当初、本年6月に予定しておりました、新制度の各種基準条例の制定に合わせて、子ども・子育て会議の設置についての条例を定め、新制度に基づく施設の認可、確認の役割を追加し、4つの役割の全てを担う「世田谷区子ども・子育て会議」を設置する予定でしたが、条例の制定時期がずれたこともありまして、このたび任期延長のご依頼をさせていただいたところでございます。委嘱状につきましては、ご承諾の確認をさせていただいた上で、次回子ども・子育て部会にてお渡しする予定となっております。会議体の位置付けと任期などを含めたスケジュールにつきましては、資料2の左側をご覧くださいと思います。以上でございます。

部会長 : この議事につきまして何かご質問等ありますでしょうか。これはもうやむをえないということで、よろしいですか。では続きまして、議事2の子ども計画(第2期)の中間まとめについて説明をさせていただきます。

#### (2) 子ども計画(第2期)の中間まとめについて

事務局 : 続きまして、子ども計画(第2期)中間まとめの案についてでございます。資料3をご覧ください。子ども計画は平成27年3月に向けて、子ど

も計画研究会のご意見等を伺いながら策定作業を進めているところでございます。7月9日に子ども・子育て部会の親会にあたる、地域保健福祉審議会が開催されますので、これまでの計画策定状況を中間のまとめとして示して、審議いただく予定になっておりますので、本日この中間まとめについて、ご意見をいただければと思っております。

では3ページをお開きください。まず計画の位置付けですが、子ども計画は世田谷区子ども条例の理念を推進するための計画となっております。本部会でみなさまにご議論いただいております「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども計画に内包するものとして章を設けて示しております。対象とする年齢ですが、子ども条例では、子どもを18歳未満のすべての人としており、子ども計画も18歳までを対象としていますが、下の図にありますとおり、子どもと若者は定義の上で、一部の年齢の重なりだけでなく、人の成長として切れ目のない、ひとつの流れのものとして捉えて施策を行っていく必要があることから、若者施策を見据えた検討を行うとともに、今後の若者施策の取組みについても、ひとつの章を設けて示しております。

4ページをお開きください。計画期間は平成27年度から36年までの10年となります。事業計画については、法で定めるとおり計画期間を5年間としております。

5ページから8ページは、現在の後期計画の振り返りになります。5ページから7ページの上段までは後期計画で設定した指標を基に、この5年間の施策の評価を行っております。説明は省略させていただきます。また7ページの下段には後期計画で策定した目標事業量の達成に向け、保育や幼児教育、子ども・子育て支援などをどれだけ整備してきたかを示すものです。計画期間の27年3月には概ね目標事業量を達成できると考えております。8ページでは平成23年から24年の世田谷区子ども・青少年問題協議会で行っていただいた、後期計画の評価・検証の中で、すぐに着手すべきと提言された項目とそれに対する区の対応を紹介しております。

9ページ以降が新たな計画にかかる部分になります。9ページの上段ですが、今後10年の計画で目指すべき姿を示しております。こちらにつきましては、庁内での検討、子ども計画研究会でのご意見、また区民との意見交換でいただいたご意見を基に、「子どもがいきいきわくわく、育つまち」を目指していくこととしております。また、計画策定にあたっての視点・テーマは大きく3つ、「行政の責任と役割の転換」「サービス主体の多元化」「利用者の立場からの支援」を掲げております。これにつきましては研究会からもさまざまなご意見をいただいております。例えば「サービス主体の多元化」で矢印が民間に向いていて、区が主体からなくなってみるのではないかと、また全体的に協働・ネットワークの視点が弱いのではないかとのご意見もいただいております。本日、部会で

のご意見を伺いながら、更に検討してまいりたいと考えております。下の段には、今後 10 年間で考慮すべき動きにつきまして記載しております。10 ページをご覧ください。新たな計画の体系案です。子ども・子育ての施策を大きく 6 つに区分し、それぞれの区分に対していくつかの項目を設定しております。また、サービスの質の向上や人材育成など全ての項目に共通の課題は体系からは独立させて、今後、施策の全体像を示していきたいと考えております。

11 ページから 14 ページは大項目ごとの現状と課題、施策の方向性を示しております。今後より細かな視点から検討を進め、具体的な記載の内容を深めてまいります。

15・16 ページは、事業計画案になります。次の議題として議論していただきますので、ここでは説明を省略させていただきます。

17 ページは、今後の若者施策の取組みです。このように章立てをして記載していきたいと思っております。

駆け足でございますが、以上で中間のまとめ案についての説明を終らせていただきます。本日は重要な議題が多く、審議の時間が短いため、ご質問を中心にこの場で答えさせていただき、ご意見がございましたら、7月15日までに事務局までメールでいただければと思っております。

部会長：ありがとうございます。それでは子ども計画中間まとめについてご質問、それから今、この場で是非意見として述べておきたいということについてご発言いただければと思います。

副部会長：研究会で一番議論しました点は、9ページの計画の理念です。理念というのは基本的には子ども・子育て事業計画やあるいは今後の若者施策、こういったところに広くそして深く関連していく骨格になりますので、そういった意味では、この子ども計画で目指すべき姿とか計画策定にあたっての視点・テーマというところが、最も重要な点と考えて議論してまいりました。

この「いきいきわくわく」という表現は、区民の方々や関係者の方々との意見交換の時に出てきたキーワードであるということです。待機児が非常に多く、その子どもたちをきちんと保育する、待機児をなくすということが非常に大きな課題ではありますが、それ以上にやはり世田谷の中で子どもたちがいきいきと世田谷らしい文化の中で育つということ、若者施策をこの中に入れこむとなると、そういった視点を重視する必要があるのではないかということで、こういったキーワードが出てきました。是非ここについてはご意見をいただけたらと思っております。

それからもうひとつ、先ほど事務局からもご説明ありましたが、視点・テーマのところの3つの視点です。行政の責任と役割とあり、転換という言葉だとなくなるのではないかなと思ってしまう感じですが、そうではなくて、具体的には直接的なサービス提供というところから、サービスをコーディネートしていく、そしてよりよい子ども施策を展開するため

のシステム作りというところに視点を移していくという意味です。それに伴って、どのように作り上げていくかという時に、サービスの主体が非常に多元化していく中で、一番大事なことは、それぞれがばらばらに事業を行って、目的を共有できないということになってはいけないということです。当然自由競争の社会ではありますが、世田谷が大事にしている子どもの人権擁護といったことをしっかり守れるような事業展開をしなければならない。そのことがこの3つ目の大きな柱である、利用者の立場からの支援ということで、具体的には、この利用者という時には子ども自身が最も大事にされ、そして育たなければならないということ、そしてそれを家族全体あるいは地域全体で支えていくような仕組みをきちんと作っていただきたいという考え方です。この辺りを中心にみなさんからご発言いただければいいのではないかと思います。

部会長 : ありがとうございます。今、副部会長から議論のポイントをお話しいただきましたので、ここを中心にご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員 : 先ほどの9ページの計画策定にあたっての視点・テーマのところ、事務局からもご説明ございましたが、私も小さい矢印が気になりまして、左側の役割を止めて右のほうに行く、という形に見えたものですから、必ずしもそうではないということを今確認させていただきました。ただ一方で、サービス提供当事者からコーディネーター、ルールメーカー、サービスのセーフティネットという形での移行が示されていますけれども、実際には公立保育所や児童館、子ども家庭支援センターなど、現場の役割を行政が担っています。現場の役割を担うことによって、いろいろな現場で生じている課題を行政が直接捉えたりとか、必要なサービスというものを率先して取り組んだりとか、あるいは災害時にそういった現場を持っているということが力を発揮していくということにつながっていくと思いますので、あまり単純に提供者から右側の役割に転換していくとはしないほうがいいと感じましたので、一言申し上げました。

部会長 : ありがとうございます。確かに児童分野は、行政が直接行うところもかなり、他の分野に比べると大きいです。サービスの多元化が進むことは間違いないですが、役割が完全に変わるというわけではないということ認識しておく必要があるというご意見でした。多元化が進む場合に、ルールメーカー、サービスのセーフティネットというところに入るのかもしれませんが、サービスの質の担保とか、それをするための方法、評価とかいろいろな新しい役割が行政にとって必要になってくるのではないかと思います。そのところは行政の役割の転換の中、質の向上のところに入っているということですかね。他にいかがでしょうか。

委員 : 今の話しのところで、やはり質の担保、質の確保というところをもう少し見えるように、この表の中で出せないかなと思います。質の向上というところの上に書かれているものとの関連はもちろんよくわかりますけ

れども、サービス主体が多様化している中で、自己評価なども含めた質の担保というものが見えてこないかなという希望がございます。先ほどのお話にもありましたけれども、区から地域、民間での矢印は、相互の矢印にならないものかなと思いました。

部会長 : ありがとうございます。他にいかがでしょうか。今日、できるだけご意見を出しておいていただければと思います。

委員 : これを見た区立幼稚園の保護者・関係者は、これから認定こども園化されるにあたって、世田谷区というのは監督責任を果たすのはもちろんですが、実際的な業務を果たして区が責任を持って実施するのかなという不安が広がるのではないかと思います。9ページの子ども・子育て支援新制度の本格実施のところにも書いてある、幼保一体化の推進、このあたりは認定こども園のことを考えていると思いますが、この表を見た感じだと、行政が自ら幼児教育、子どもの教育を、責任を持って行うという印象がものすごく薄れてしまう感じがします。とくに、民間に運営母体に移るこども園では、そちらにお任せをするということになっていくのでは、という不安をおおるようで危機感を感じます。

部会長 : ありがとうございます。これはさっきもありがとうございましたご意見とつながりますね。他にいかがでしょうか。

委員 : サービスという言葉ですごく印象が悪くなっているの、そこはひと工夫いただけるといいのかなと思います。また、このサービスのセーフティネットと書かれているところに直接的なところが運営している意味があるのかなと思います。公立保育所も含め、セーフティネットとしても公的なところがこできちんと最後に受け止めますということだと思いますが、サービスとなってしまうと、地域の立場としても、私たちはサービスに巻き込まれるのかなという印象があります。世田谷には市民活動的な、インフォーマルなものがたくさんありますので、計画の中には入らないにしても、この表現はどうなのかなという質問含め提案です。

委員 : 割り切れない部分なので、ここでどうこうということではないのですが、一応意見として述べておきたいと思います。利用者の立場からの支援というところで、今森田副部長から、子ども自身が最も大切な利用者であるという視点のお話がありました。子ども計画なのでその視点は明確にしておいたほうがいいと思いますが、保育施設においては利用者というのは、子どもだけではなくて、保護者も対象です。就労を目的とした保護者のために作られているからです。今までもかなり議論されているところですが、両者の利益には二律背反が見られるところが保育園です。私たちはその中でも子どもを大切にすることとはどういうことだろうということの議論をずっと重ねてきています。そこがもう少しみなさまと共に議論されて、そして子ども自身の最善の利益と就労支援というこのふたつをどこで線引きして、どう私たちが支援できるのかということが、これからも議論され続けなければならないところであり、問題

が残されているところであるということを申し上げておきたいと思いません。

部会長 : ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員 : いま、委員がおっしゃったこと、本当にそのとおりだと思いますが、付け加えますと、就労支援だけではないことを保育所のみなさんはやっていらっしゃるし、地域でもやっています。親となって子どもを育てるところで、根本的なところの支援が必要になってきています。保育サービスは単なる就労支援だけではなくて、子どもと一緒に暮らす人の支援でもあるので、利用者の立場というどうしても親の就労とか自己実現のためと受け取られがちですが、これも子育てをする上でのセーフティネットというか、親は子どもの最大の環境と思っていますので、そういったことも含めて利用者の立場と捉えていただければと思います。

委員 : この9ページの3つに分かれている表の構図についてですが、役割の転換のところのみにサービスの質の向上が入ってしまうと、そこだけのサービスの向上に見えてしまいます。子どもを取り巻く環境全体の質の向上にあたると思うので、質の向上を真ん中に置いて、全体的な書き方にしたほうがわかりやすくいいのではないかと思います。

部会長 : いろいろご意見いただきましたが、行政の責任と役割の転換というのは、新たな役割が加わってくるというようなイメージであるとみなさまからお話があったと思います。それから利用者の立場からの支援という、「子どもがいきいきわくわく」という目指すべき姿とつながって、子どもと暮らすことへの支援といった視点が重要ではないかというお話がありましたが、そのとおりだなと思いました。多元化が進むことは間違いないと思うのですが、それは区の役割と、多元的な主体といかにうまく協働しながら、かつ質を確保し、人権を守ってやっていけるような仕組みをどうしていくのかを考えていく必要があるのではないかという意見がありました。目標、目的を共有することも大事ではないかという意見や、全体の質の向上を真ん中に置いてみたらどうかというご提案もございました。

今日ここで結論を出すということではなくて、これ以外にもお気づきの点があれば是非ご意見をいただくということにして、あとふたつ大きな課題があるので、申し訳ありませんが、今のご意見を踏まえながら更に検討を進めていただくことにして、次に行かせていただきます。

それでは議事の3、「子ども・子育て支援事業計画案」について議論したいと思います。まずは、教育・保育事業について事務局から説明をお願いいたします。



### (3) 子ども・子育て支援事業計画案について

事務局 : 子ども・子育て支援事業計画については、需要量見込みを算出し、平成31年までの5年間で、その需要量に対応する確保方策を定めるものとなっております。

まず資料4の教育・保育事業の説明をさせていただきます。資料6を使って説明いたします。1ページの真ん中に書いてありますのが教育・保育の需要量見込みです。幼稚園にかかる需要量見込みの補正は前回の部会で承認いただいているとおりでございます。確保方策ですが、2ページに詳細を記載しております。確保方策は、需要量に対応する枠、つまり定員で示しています。私立幼稚園の定員は11,010人と区立幼稚園の定員1,224人の計12,234人が基本となる確保方策となります。こちらについては給付施設に移行する幼稚園による確保と、確認を受けない幼稚園による確保に分けて記載する必要がありますが、今後の意向調査の結果を踏まえて記載してまいりたいと思います。更に区外の幼稚園を利用する区民の方と、区内の幼稚園を利用する他自治体の住民数を記載することとされていますので、こちらは25年度の実績数値を記載しております。確保方策の統計としては、12,234人に区外で確保する2,311人を加え、区外の方が利用している1,099人を差し引いた13,466人となり、需給のギャップとしては1,245人の供給超過となっております。

事務局 : 時間も少ない中でボリュームも多いので、簡単に説明させていただき、後ほど個別にいろいろご質問いただければと思います。保育の需要量見込みについて、補正をかけさせていただいております。表がいくつか載っておりますが、(1)の表の下の「補正の考え方」をご覧ください。この補正をした部分が表の黒塗りをしている部分、人数が変わっているところでございます。まず、認可保育所における2歳から3歳の進級率が、平成26年の4月の実績で98%ということで、2歳で認可保育所を利用されているほとんどの方が3歳時にそのまま進まれるという実態です。こうした実態を踏まえ、3号認定の1、2歳が3～5歳に持ちあがった際、2号認定の幼稚園利用想定を除く人数程が引き続き保育を利用すると想定し、3～5歳の保育利用率を補正しました。表を見ていただきたいのですが、幼稚園利用想定はそのまま576人です。その他8,411人が保育利用にあたるのですが、9,251人に補正しております。この補正はニーズ調査結果から算出した数字ではないため、在宅子育て等に算定されている方から移行しました。後ほどご説明する13事業等他の算定には勘案せず、教育・保育事業のみにかかる補正としております。補正の結果、この表の一番下の補正後というもところの真ん中の黒塗りしてある部分、18,722人がいわゆる保育利用想定の数値となっております。続きまして、3ページで保育所等の確保方策の考え方を示しております。まず、平成26年4月の実績とピーク年度である平成30年度の需要量見

込みを比較し、ギャップを算出いたしました。上段の表の一番左の欄、これの下欄に記載している数字が、平成 26 年 4 月実績と平成 30 年度需要のギャップでございます。マイナスの数字が、需要に対して足りていないということです。2号認定保育、3～5歳ですが、こちらが2,453人、0歳が1,604人、1～2歳が1,211人足りていない、不足しているということをご理解ください。

そこで、上の説明文の2番目を見ていただきたいのですが、どうやって解消を目指すかについては、待機児童解消加速化プランとして、国が安心子ども基金を中心に、整備費については事業者負担が1/8で済む補助金がございます。そういった制度を活用して待機児童の解消を目指していきたいというのが平成29年度末に向けた取組みで、ギャップの解消を図るよう、26～29年度に集中的に新規整備を行ってまいります。新規整備につきましては、認可保育所の整備を中心としつつ、0、1、2歳の低年齢児のニーズに対応するために地域型保育事業の小規模保育事業での整備も行ってまいります。

また、こうした平成29年度までの集中的な整備を図っても、0歳児のギャップは解消されておりません。下にある表をずっと辿っていただいて、平成29年度確保総計と需給ギャップというのを見てください。マイナスであったところを追っていただくと、徐々にマイナスがプラスになってくる部分があります。プラスになっている部分は、需要に比べて定員が超過しているということです。平成29年度に関して言うと、マイナス719で、0歳だけが不足しているということです。こちらにつきましては、ワークライフバランスの観点から育児休業の利用を推進していきたいということで、1～2歳の余剰枠を増やすことで、育児休業明けの保育需要に対応できるようにしたいとの考えから、1～2歳については0歳に比べて定員超過の状況になるようにしたいと考えています。ただ、0歳の部分のマイナスが無くなっていないということもありますので、小規模保育事業を中心に平成30年度、31年度で整備をしていきたいと考えております。一番下の欄に書いてあるのが各年の整備量ですが、当初は、20人以上の認可保育所を中心に進めていきます。平成27年は認可保育所が1,220、小規模保育事業が180として、当面こういったペースで進めていきます。平成30年度からは小規模施設、19人以下の施設を中心に整備を進めたいと考えております。

また、平成28年度以降、3～5歳の保育部分に余剰が生じてくることから、平成29年度以降、認可外保育施設の3～5歳の定員を0～2歳に順次振り分けるという形を数字上考えております。認可外保育施設の数値をみていただくと、2号認定保育の人数が少しずつ減っていきます。平成28年度から2号認定保育がプラスに転じる部分から徐々に減っていくということで想定をしております。

また、認可外保育施設は、教育・保育施設また地域型保育事業への移行

が想定されますが、現時点での移行施設、移行年度が把握できてないということで、施設数は平成 27 年度以降同数としております。今後の意向調査の結果を踏まえて修正を予定しております。ですから認可外保育施設のみなさまが、今後私どもで作る条例や公定価格の部分で運営上の経費の試算などをしてご検討いただき、意向にあわせて、認可外保育で今出している数字が移行年度で施設型や地域型に数が移っていくと想定しております。

駆け足での説明になりましたが、保育に関連する部分については以上でございます。

部会長 : ありがとうございます。それでは今の説明についてのご質問・ご意見ございましたら、お願いします。

委員 : ひとつ質問ですけれども、幼稚園については確認を受けない幼稚園という枠がありますが、認証保育所はどのような扱いになるのでしょうか。認証保育所も給付施設に移行しないで認証のままやっていくところがあると思うのですが、その把握はどのようにされるのでしょうか。

事務局 : 認証保育所については、現在認可外保育施設の数値の中に含まれております。現段階では教育・保育施設や地域型保育事業所に数字上は移っていない計画となっております。今後、認証保育所を含む認可外保育施設の事業者、移行の希望を確認しながら、修正を図ってまいります。例えば 19 人の小規模に移りたいという意向があれば、その 19 人の部分を認可外保育施設から地域型に移すという修正を一事業者ずつしていきます。

委員 : では移らないところは、この認可外というところの数字のままで見ていくということですね。わかりました、ありがとうございます。

委員 : 認可外保育施設に関しては、都がどうするかということもあると思いますが、区としては給付施設に移ってほしいということを積極的にするということで考えてよろしいですか。

事務局 : 東京都は、正式表明はしていませんが、確認したところによると、待機児童がいる限りは、認証保育所の看板は降ろさないと聞いています。区としては地域型や施設型のいずれかの認可に移っていただきたいという希望はありますが、事業者によっては認可外のほうがいいという選択をされる方もいらっしゃると思いますので、それは各事業者の意向を聞きながら移行のお手伝いをしていくという形になると思っています。

委員 : ありがとうございます。もう一点、1～2歳のところが増えていき、0歳はワークライフバランスで、ということですが、つまり育休をしっかり取っても必ず入れますということを言いますということによろしいですか。

事務局 : 1～2歳の部分での余剰枠があるということで、現在も1歳で入れないから0歳から入れたいという方も多くいらっしゃいまして、おっしゃるとおり、1～2歳の枠を十分に確保することによって安心して育休を取っていただきたいと考えております。

- 委員 : 今のことで少し細かい話になってしまいますが、1歳まで育休を満杯に取って復帰しても、年度途中の場合は0歳児クラスになってしまうと思いますが、その辺りの融通というのはうまくできるようにお考えでしょうか。
- 事務局 : 委員のおっしゃるとおり、年度途中で1歳になったからといって、0歳児クラスになる方も多くいらっしゃいます。平成31年度の需給ギャップがマイナスの部分ですが、この部分については低年齢児を対象とする小規模保育事業を整備して、この数を少なくしていきたいというのがひとつです。それから今後の検討課題になってきますが、認可保育園で、新しく開園する場合は、一時預かり事業をやってくださいという話を進めています。現在まだ実施していない0歳の一時預かりを実際どうするか、事業者も0歳を預かるとなると面積・人員の部分で、かなり準備してやらなくてはいけないのですが、そちらをやるかどうかという検討の必要があると思っています。
- 委員 : もう一点、少し離れますけれども、先ほどありました認証保育所が小規模保育に移行していく時に、例えば区として、A型B型C型とかありますが、どの型に移行をお勧めするとかはありますでしょうか。
- 事務局 : 現実的には事業者と個別にお話をしながらの移行になると思います。区としては、A型もB型もC型もメニューとしては用意していくということで考えております。
- 副部長 : A型B型C型などは分かりにくく、共有できないので、もう少し説明をしてください。
- 事務局 : 申し訳ありません。A型は保育士さんが10割必要という施設です。B型は配置人数は変わらないのですが、今、国で示しているのが、保育士の有資格者が5割以上ということです。C型は、A型、B型とは少し違うもので、現在、家庭的保育事業と言って、例えばマンションの一室を使うものとか、あとは小さいグループの単位で行っている保育の事業で、それをつくものがC型という区分けになっております。認証保育所が移行していく部分については、A型、B型が対象になってくると考えています。その中で、B型の保育士が5割以上いけばいいという国の基準がありますが、今度は区の認可事業になりますので、区として今後その部分について、5割以上で設定するのかどうかを条例上決めていく形になります。
- 委員 : 少し話が戻りますが、そもそも平成27年、30年の推計児童数のところで疑問に思ったのですが、以前もこの数字の出し方で質問したこともありましたが、また疑問に思うことがありまして、先日区報で区内ではこの5年間5歳未満の乳幼児が毎年1,000人ずつ増えているというのを目にしましたが、この数字を見る限りでは来年以降増えているようではないのですが、来年以降はその増加が見込めないということですか。それともこれはもう計算上の数字なのでそういう実際の増えている数は見込まないということでしょうか。

事務局 : 人口推計は国が示す方法に従って区が 26 年 2 月に推計したものです。毎年 1,000 人ずつ増えている背景には、一時期子どもの数が少なかった時期があって、今は各年齢 7,000 人ずつぐらいの人口となっている一方、少なかった時期には、各年齢 6,000 人ぐらいだった時期があります。毎年 0 歳が 7,000 人生まれて、5 歳の方が 6 歳になると 0 - 5 歳の枠に算入されなくなることから、6,000 人が 0 - 5 歳の枠から出るというのが主な増加要因で 1,000 人ずつ増えてきています。それが 5 歳児も 7,000 人いる状況となったので、7,000 人が生まれて 7,000 人が 0 - 5 歳の枠から抜けるということとなり、概ね同水準の人口が維持されるという推計になっております。また出生数については、女性子ども比率というのを使っていて、出生数の増加も反映はされておりますが、15 歳から 49 歳の女性の数も減っているのです、出生率の上昇と女性の数の減少で大体同じぐらいの出生数が維持されるという推計をしています。ただ、この 5 年の計画の中では、中間年度に検証をして、必要であれば見直しをしなければなりません。その時には人口推計も新しい直近の数字を使ってやっていきますので、そちらも反映した上で残り 2 年もしくは 3 年の計画に反映するというのを検討しております。

委員 : 先ほどの事務局の方の話に戻りますけれども、認証が移るための希望を確認しながら、19 人の小規模に移していくという感じの話をしたと思います。どういうことかわからないのですが、例えば、A 型は 20 名以上ですよ。今のいわゆる認証保育所 B 型というのは 29 名以下です。だからそこで、もしかしたらこんがらがっているのかなと思ったのですが、例えば 40 人ぐらいいるところの部分の 19 人分を小規模に移していくというふうにも取れてしまったので、それは待機児問題に逆行すると思います。それとあともう一点ですけれども、認証については都のお考えもあり、事業者の思いもありますけれども、事業者にお任せしますということではなく、世田谷区としてはどうしたいかという方向性をはっきり出していただきたいという事業者の意見がありました。よろしくお願いいたします。

事務局 : 先ほどの説明は、認証保育所の類型である認証 A、認証 B という説明でなく、新たな小規模保育事業の類型の A、B、C の説明をさせていただいたところです。説明が不足しており申し訳ございません。事業所によって、20 人であったり 40 人であったりという事業規模は認証さんの場合それぞれだと思っています。それは保育室も含めてそれぞれの人数でやられていると思います。そのようなそれぞれの人数でやられている事業者さんと、設備・人員面で 19 人以下の小規模に移るのが適切なのか、20 人以上の施設型に移るのが適切なのか、その準備期間・準備費用を含めて事業者さんとヒアリングをして、計画年度を実際に落としていきたいと考えております。区としましては、できるだけ地域型であったり施設型であったりという新制度の体系の中でやっていただきたいと考えてお

りまして、7月4日にその旨の説明会を開催したいと思っています。ただ事業所さんによっては、今までの、例えば認証だったら認証のままでいきたいという方もいらっしゃると思いますので、それは事業所さんの意向がありますので、それを半ば強制的に移っていただくということは考えていません。

委員 : 確認ですけれども、今ご説明のあった小規模保育事業の中のA型B型C型のC型の説明で、これは家庭的保育事業ですとおっしゃいましたでしょうか。家庭的保育事業は全く別物であると思います。家庭的保育事業は5人以下のもので、小規模保育の場合には19名から6名です。保育者の資格が家庭的保育者であるというものをC型というのであって、家庭的保育事業ではないというのが私の認識です。それがひとつと、今、基本方針は認証保育所を移行させていきたいとおっしゃったところの確認ですが、例えば認証さんが施設型に移る場合には、施設型の中には保育所、あるいは認定こども園という類型になりますけれども、これは認可基準をそのまま引き継ぐということなので、例えば子ども一人当たりの面積であるとかいうことをクリアしないと移行できないという意味でしょうか。

事務局 : C型の説明が悪くて申し訳ありません。委員がおっしゃるとおり、6人から15人、経過措置の5年間は、そういった人数のものがC型です。原則としては6人から10人以下の部分がC型になりまして、指定の研修を受けた者が保育従事者として実施する事業がC型ということです。

委員 : 家庭的保育事業とは別物ですね。

副部長 : 現在、グループ型などの形で実施している事業について、多分小規模のC型にちょうど、移れるだろうとおっしゃったのですよね。

事務局 : そうです。C型に移れるだろうという想定です。

副部長 : 今現在やられている事業というのが、具体的には家庭的保育というふうに言われていますけれども、世田谷流の家庭的保育の中で、認可保育園がサポートする形で、具体的に保育ママさんと言われている人たちが、ひとつのマンションの中に共有してやっている事業というのがあって、それがちょうどC型のような形で実施されている。ただ、資格を持ってらっしゃるので、また少し違いますけれども、形として言うと、そういうものがここに当てはまっていくのではないかという意味ですね。

事務局 : そのとおりです。もうひとつ先ほどのご質問に回答します。例えば施設型に移られる場合というのは、当然その面積・人員の認可基準はクリアしないと施設型にはなれないと考えています。

委員 : 話がまた逸れますけれども、3ページの0歳児の中でも早生まれの子ども扱いがデータ上どうなっているのかという、少し細かい確認です。26年4月実績だと3号認定0歳児2,921人で、早生まれの子どもはその4月入園の申請は不利になるというかできないですね。この2,921人というのは事実上4月から12月、世田谷だと申請は産休明け8週からで

したか。これは4月生まれから3月生まれの子が入って2,921人なので  
すか。

事務局 : 4月入園については、申し込みの期限が12月10日までになっています  
ので、11月末ぐらいから2月3月に生まれた、いわゆる早生まれのお子  
さんの場合だと申し込みの機会がないわけです。それがありますので、  
12月10日までに申し込んでいただいた方を1次選考としまして、2月  
1日にどこに入れますということをご通知し、入れなかった方と12月以  
降に生まれた方については2次選考ということで2月10日まで申し込  
みを受け付けております。その枠につきましても0歳児をやっている保  
育園で1名ずつ確保して30人前後は枠を設けていまして、その中で選考  
をしております。

委員 : 早生まれ枠みたいなものですね。

事務局 : ただし、受け付ける時期はそれぞれの保育園によりまして、一番早いと  
ころで生後43日から受け入れています。区立については生後6カ月から  
受け付けていますので、区立には実質早生まれ枠はありません。私立の  
保育園で産休明けのお子さんを受け入れていただいているところに枠を  
少し作っていただけて受け入れているということです。それをやっても  
どうしても早生まれの場合は不利じゃないかというのは言われてはあり  
ますが、現在はそういうやり方をしております。

委員 : 子どもにとってと言うのであれば、生まれ月で保育の機会が不公平にな  
らないような対応というのも今回は少し考えてほしいと思います。でも  
この2,921人の中には早生まれも入っているということですね。

事務局 : 入っています。

部会長 : まだいろいろあるかと思いますが、次に行かせていただいてよろしいで  
しょうか。続きまして子ども・子育て支援事業について事務局から説明  
をお願いいたします。

事務局 : 続いて子ども・子育て支援事業のほうですが、資料5もあわせてご覧く  
ださい。今の続きの資料6の4ページをご覧ください。4ページの(2)  
-1の利用者支援事業についてです。利用者支援事業というと横浜市の  
保育コンシェルジュのような、その方の働き方等に合った保育・幼児教  
育サービスの情報提供を行うようなイメージが先行しています。しかし、  
この利用者支援事業は、利用支援の機能の他に、相談事業として子育て  
に限らず相談者が家庭や地域で抱えている複合的な課題に対しての相談  
や、必要な支援にたどり着くような、寄り添った支援を行っていく、そ  
のために地域の様々な機関とも密接な関係を作りながら、連携を図り継  
続的な支援を行っていくことを目的とした事業です。区としては、どこ  
で、どこまで利用者支援事業を実施していくのかを含めて、需要量見込  
み、確保方策などを検討しているところですが、現段階ではまだまだ検  
討中ですので、今回は空欄とさせていただきます。次  
次に(2)-2の時間外保育ですが、こちらは需要量見込みの補正を行

っています。国の手引により需要量見込みが 6,535 人と算出されていますが、これは定期的に利用したい人と必要な時に利用したい人が合わさった数となっております。そのため、現行の区立認可保育園の定期利用者とスポット的に使いたい時に利用する人の割合を準用して補正を行っております。補正の算定方法は記載のとおりです。その結果、ピーク年の需要量が 3,683 人となり、平成 29 年までに 3,700 人の確保を目指すこととしています。

続いて(2) - 3の放課後児童健全育成事業です。需要量見込みは記載のとおりになっております。低学年につきましては需要を満たすような確保をしていくこととしております。高学年につきましては、BOP や児童館で児童の成長に合わせ、継続してゆるやかな見守りを実施するとともに、プレーパーク等を含めた地域の居場所において、大人の目が入るよう地域での見守り等を展開してまいりたいと考えております。また、配慮を要する児童に対しましては、放課後児童健全育成事業を 6 年生まで実施しているところです。

資料 6 の 5 ページをご覧ください。(2) - 4 のショートステイです。ショートステイ事業につきましては、現行の定員・需要量見込みは記載のとおりです。需要量見込みを確保しておりますので、現行の体制を維持していくとしています。

次に(2) - 5 の乳児家庭全戸訪問事業についてですが、需要量見込みは平成 24 年出生数 7,433 人を勘案し、人口推計 0 歳児数に 500 人加えた数字としています。確保方策につきましては、実施体制等を記載することになっておりますので、数字ではなく実施体制を記載しております。

(2) - 6 の養育支援訪問事業についてですが、区では養育困難家庭ホームヘルパー派遣事業として実施しております。概要については記載のとおりです。需要量見込みは増加傾向の実績を加味し、平成 31 年度には 142 件を需要量見込みとしております。確保方策につきましては記載のとおりですのでご覧ください。

次に(2) - 7 の地域子育て支援拠点事業(ひろば)です。ひろば事業については需要量見込みの補正を行っております。対象である 0 ~ 2 歳児のうち、保育の利用希望者について、ひろば事業の利用希望がないものとして算出する補正をしております。保育利用の需要を満たす確保を行った場合、ひろばの需要が減るという想定に基づき、補正をしております。その結果、需要量見込みは年間で 333,608 人日となっております。確保方策ですが、実績を組数に換算した上で、需要ギャップを算出し、需要ギャップを埋めるために何カ所の整備が必要かを算出しております。算出方法は記載のとおりで、その結果、必要となる 14 カ所を 31 年までに整備し、合計 52 カ所の確保を目指すこととしております。

続いて 6 ページをご覧ください。(2) - 8 の一時預かり事業です。幼稚園による一時預かりとその他の一時預かりを分けて確保していくことと



されています。まず幼稚園による一時預かりの需要量見込みの補正については前回の部会でご承認いただいているとおりです。確保方策といたしましては、幼稚園による預かり保育の現行定員とのギャップを5年間で埋めるように確保していくこととしております。しかし私立幼稚園は預かり保育実施園全部が定員を設けているわけではありませんので、実績から想定して算出しております。定期利用者数と不定期利用者数に実施日数を乗じて延べ定員を算出し、これに夏休みなどの長期休業利用実績を加えております。確保方策は記載のとおりで、現行の預かり保育と新制度の幼稚園での一時預かり事業を合わせて確保していきたいと考えております。

続いて一時預かり事業（その他）ですが、需要量見込みの補正を行っており、補正の考え方は先ほど説明いたしましたひろば事業と同様、保育の利用を希望している方を除いております。補正結果と確保方策については記載のとおりです。この一時預かりの確保方策のひとつである、ファミリーサポートセンター事業については現在区では実施しておらず、類似事業として社会福祉協議会でふれあい子育て支援事業を実施しております。区で事業実施を行うか否かについては検討してございますので、現時点は確保方策として記載はしておりません。

続いて7ページをご覧ください。(2)-9の病児・病後児保育事業についてですが、需要量見込みの補正を行っております。この事業はいざという時に使いたいという調査結果が全て反映される形で需要量が算出されており、実際の利用率の低さに関わらず膨大なニーズとして需要量となっております。こちらについては、ニーズ調査を基にした補正が困難なことから、実績を基に需要量見込みを算出し直しております。現行の定員に利用対象者の伸び率とキャンセル待ち登録をしていて、実際に利用できなかった方の割合を勘案して算出しております。詳細については記載のとおりになっております。この補正の結果、ピーク年度である平成30年度の24,095人日という需要量見込みに対して、31年度までに24,100人日の確保を目指すこととしております。

次に(2)-10の子育て援助活動支援事業（就学児）については、(8)の一時預かりの際にご説明したとおりでございます。

最後に(2)-11の妊婦健診事業についてですが、平成25年度の母子手帳交付件数である8,940人を需要量見込みとしております。確保方策につきましては、実施場所・実施体制を記載するようになっておりますので、現行の都内契約医療機関での利用を維持するという旨記載しております。説明は以上でございます。

部会長 : それでは子ども・子育て支援事業の需要量見込みについて、その補正結果、確保方策についてご意見、あるいはご質問がありましたらどうぞお願いします。

委員 : 研究会でも意見が出ておりました、放課後児童健全育成事業のことです

けれども、新 BOP は定員が設けられていないということで、ある意味需要が増えても、どんどんその需要を同じ施設の中に吸収していくということが可能と制度上はなっているかと思えます。この間ちょっとある小学校の新 BOP を拝見いたしまして、子どもが緩やかに自立に向けて離陸していく場として非常によく考えられて作られているなという、環境的にもいいし、そこに働いておられる職員の方々もすばらしいなと思って感心して帰ってまいりました。ただやはりひとつ懸念がありますのが、今後需要が増えてきた時に、今はいいけれどもどんどん子どもが増えてくると、やはり子どもにとっていつかは辛い環境になっていくと思えます。定員を今すぐきちんと何か設けるといのは非現実的であっても、定員という考え方を目安でもいいので、持っておくということが必要なのではないかなということ強く感じています。今でも、ちょっと環境が悪くなっている大規模な新 BOP もあって、そこにお子さんを通わせた方が、やはり環境が悪くて辞めざるを得なかったという話も聞いておりますし、その方のご意見では、需要が増えるのであれば児童館なども活用して多様な場を確保してはどうかというご意見もありました。私も、それをやるなら今ではないかなと思ってお聞きしておりましたので、ここで繰り返させていただきます。

それから、地域子育て支援拠点事業ですけれども、これも私個人的な必要性がありまして、あるひろばをやっておられる保育所に先日お邪魔をしまして。そこはきちんと専用室を設けて、すばらしいひろば事業をやっておられ、場所も非常に衛生的でおもちゃも手作りのものがたくさん用意されていて、お母さんたちも大変くつろいでおられて、毎日来ていますという方もいらっしゃいましたが、お聞きしましたら、補助金が出てないということでした。何か事情があるのかなと思いましたが、あれだけちゃんと専用環境を整えている施設になぜ補助金が出ていないのかなと不思議に思いました。この 38 カ所の中にあそこが入っているのかどうかとか、今後増設するという目標があるのであれば、どうしていられるおつもりかをお聞きしたいなと思いました。

事務局 : 学童についてお答えいたします。確かに世田谷区の学童クラブは定員がないという中でやっています。また BOP と学童クラブの子が一体的にあの中で生活をするというところでは、今の形の一緒にやるというところは大変いいかなと私たちも考えております。ただ確かに今、大規模校を含め、子どもの人数が増えていく中で、どのような形であの中で支援をしていくのが一番よいのかなというのはまさに今検討していくべきことだと思っております。また、国から示されています基準の中でも、概ね 40 人の支援の単位というのやはり支援をしていくのに、適切な規模であるという意味があるのかなと思っています。今後学童、新 BOP でそのあたりをどういう形でクリアしていけるのか、そういうところも含めてみなさまのご意見をいただきながら検討していきたいと思っています。

併せてそれには部屋の広さですとか、学校との連携ですとか、そういうことを含め大きな意味で新 BOP 全体を考えていく必要があると考えております。

事務局 : ひろば事業について、ご質問いただいておりますので、回答させていただきたいと思っております。まずひろばにつきましては、在宅子育て支援のニーズが高まっているということもございまして、これまでも計画的にその箇所数を増やしてきているところでございます。しかしながら、限られた予算の範囲内では、申請があったから、そうした事業を実施しているから、と一概に一律に全てに補助するのではなく、やはり地域の実情等に応じてこの世田谷区内における配置状況等を勘案しながら、これまでも設置をしてきているところでございます。この計画の中でも今後に向け、14カ所の整備をしていくという中で、やはり同様の考え方を持ちながら、ひろばを計画的に設置していく、更には公費としてその補助金をどこに出していくかといったことを考えていく必要があるのかなと思っております。

委員 : お邪魔したところでは年間実績 4,000 人のご利用があるということなので、そのような状況で事業者の負担になっているというのはいかななものかなというふうに思います。よろしくをお願いします。

委員 : 先ほど事務局からご説明がございました、幼稚園における一時預かり事業のことです。ご説明の中で、一時預かりについてという 6 ページの資料の中でおっしゃられた確保方策についてご言及された中に、私のほうがきちんと聞いていなかったこともありますが、1号認定・2号認定で確保されている一時預かりの他に、施設型給付に移行しない現行の預かり保育も合わせて確保量とするというご説明でしたでしょうか。

事務局 : はい。幼稚園での一時預かりを全て含めて、確保方策として記載をさせていただきます。

委員 : ということはここに出ている、例えば1号認定に関して言えば、215,739人で平成31年には219,250人日ということで、ご算出されておりますが、この数字というのは1号認定を受けた、いわゆる認定を受けたお子さんと保護者に対する需要量ですか。

事務局 : 各幼稚園が給付制度に移行しなければ、その園を利用される方は1号認定を受ける必要はございませんが、それは現時点では把握できません。ですから、1号認定対象者、2号認定対象者で、新制度内の幼稚園か私学助成で運営されている幼稚園、どちらに通われていても、そちらの幼稚園で預かり、2時などに通常の時間の終了後に預かってほしいという需要全体を指しています。確保方策もその両方を合わせてその需要に応えていきたいというような形で数を見込ませていただいております。

委員 : 対象者という解釈でよろしいですか。

事務局 : 対象者と解釈いただければと思います。

- 委員 : 対象者を含めた総需要量が 215,000 という理解でよろしいですね。
- 事務局 : そのとおりでございます。
- 委員 : 病児・病後児保育についてですが、この中で、ニーズ調査の結果、需要量見込みをそのまま使用することは実態にそぐわないとありますけれども、私どもは定員数までは申し込みがあればその全てのお子さんをお預かりするつもりで準備して待機しております。
- 例えば前日に定員枠いっぱいの申し込みがあり、朝になって全員キャンセルということもありえるわけです。こういう状況の中で、キャンセル待ちの方や、実際にキャンセルをした方、利用しなかった方はずして需要量見込みを考えるとという考えは如何なものかと思えます。
- セーフティネットとしてキャンセルされた人も含め全員をお預かりするつもりで待機しておりますことをご理解頂きたいと思えます。セーフティネットとして、本当に病気で困っていらっしゃる方、ギリギリまで判断して、これは親が見るべきか、預けるべきかと悩まれている保護者のお役に立つためにキャンセルを覚悟して待機している仕事であることを解って頂きたいと思えます。
- 事務局 : おっしゃるとおり算定上、実際に利用できなかった人だけを使わせていただいております。今、委員のお話の中の、事業者さんとして大変だというお話は9人の申し込みがあったけれども、9人キャンセルかもしれない、それでも職員を配置している、ということだと思います。そうした方をそのまま需要として算出すると補正前の 78,000 人日といったことになると思います。この需要全てを確保しますと、全ての実施施設でそういったことが起こるといえることが考えられます。ですから事業者さんにとっては非常に辛い、いっぱい枠はあって、実際に申し込みもある、しかしながら利用がないという状況が今まで以上に発生することになると思っております。需要量見込みの補正の考え方からキャンセル待ちで利用をキャンセルした人を除いて算出したところでございます。先ほど、ひろばでの事務局の説明でもございましたが、区の財政上の制約がある中で、利用率もやはり勘案しながら、適切に利用されるだけと想定されるものを確保していくという考え方は必要でございまして、総合的に勘案して需要量の補正を行ったところです。
- 委員 : 実際保護者の私自身の体験から言っても、例えば枠が空いていて使えるとしても遠い人もたくさんいます。前もこれをお話したと思えますけれども、本当のニーズというところで掘り起こしていくと、施設を作る、そのハードのほうはもう限界があると思えます。なので、助成的なところ、お金ですね、所得制限はもちろん設けていくべきだと思いますが、そういった民間のサービスが使えるような人たちを増やしていくのも、本当のニーズとマッチするのではないかと思います。私が一度も施設に申し込みをしたことがない理由は、やはり遠かったからです。発熱している状態の子どもをそこまで連れて行くことができなかったのも、

ベビーシッターさんをお願いをしていましたが、それも同じくギリギリまで考えた結果そのような対応をしました。以上です。

委員 : 今の病児保育に関連して、私のところも病児保育をやっておりますので、お話をさせていただきます。やはりこれを読みまして、私は、これはもしかしたら今後5年10年のところで、この予測が大幅に狂う数字のひとつかなという危惧を持ちました。今、利用率の問題とキャンセルの問題などの話がありましたが、それは本当に事実でございます。

区の予算の中で、この事業をやるのであれば利用者の需要に応えられるかどうかということは重要だと思います。ただ、需要を考えた時に、保育の需要の考え方と病児保育の需要の考え方は少し違う点があります。それは、病児保育というのは非常に特殊な需要形態があるということです。どのような特殊な需要形態かと申しますと、ピークは定員の倍近い需要があります。いわゆるインフルエンザの流行っている2月とか3月とか12月ぐらいからです。そうかと思うと4月、5月というのは少なくとも、1割、2割程度の需要しかありません。そのギャップが、一年の中でもアップダウンが激しいという特徴を持っておりまして、どこの需要をもって、供給量を決めていくのが重要です。今の説明だと、全く平坦に常に同じ需要があるというような前提で平均値を基に算出しているので、これは多分狂ってくるのではないかと思います。数字上では合うかもしれないけれども、需要の中身を考えた時に、満足度から言うと少し変わってくる可能性が非常にあると思います。

とはいえ、私どもも5年間やってきて波が非常にあったのですが、この波が平坦になりつつあります。それは5年前は、病児保育に対して区民の方の考え方では、まだ、「病児の子どもを預けるなんて」という意識が非常に強かった。それが段々なくなり、病児であったとしても回復期に入って、仕事に行かなくてはならない時には預けてもいいという感覚に利用者がなりつつあるのだと思います。それを是とするか否とするかはまた別の議論でございます。それともうひとつ、その平坦の中でも、ここ5年間の中でうちでは昨年は非常に急激に利用者が伸びました。前年度の利用の実績で、私どもは予測を立てたわけですが、それがまるで予測を超えた数に昨年はなりました。ですから今後このようなことが恐らく出てくるのではないかと思います。単純に伸び率ではなく、去年・今年というところの非常に汐目が変わったところの原因が何なのか、その変わったところの伸び率というものを少し勘案していったほうがいいのかということを感じました。

部会長 : 病児・病後児保育事業については、どのような予測・補正をされたかということについて、この今の予測の仕方というのは説明としてはわかる側面がありますけれども、特殊で少し違うところもあるのではないかと、今後かなり伸びる可能性もあるとか、あるいは場所の問題、時期的なピークがありうるということ、意識の変化、いろいろなことが今ご指摘さ

れました。それから場合によってはベビーシッターのようなこととの組み合わせなども考えなければいけないかもしれないという指摘もありましたので、ここは少し検討が必要かなという感じがしました。他にはいかがでしょうか。

委員 : これは13事業まとめてなのですが、本当はひとつひとつでやりたい感じですが、別々にひとつずつ言いたいのですが、今、病児・病後児保育のところで言うと、他もそうですけれども、世田谷はとにかく大きいので、エリア別のニーズというのを見たいなというのがあります。やはり空白地であるとか、先ほど委員も言っていましたけど、遠いということがあって、その辺りで見るとか、あと病児と病後児と分けて考えないでいいのかということもあるのではないかなと思っています。

また、ここが一番言いたいところですけども、利用者支援については検討中ということでしたけれども、先ほどの事務局の方からのご説明もあったように、できるだけ早く、前倒しででも検討していただきたい部分です。その地域に身近な場所ということが59条に入っていますけれども、拠点事業のところ、そこに書かれている全てを実践しているわけではありませんが、やはりただの紹介だけではないという、何に困っているかわからない時から付き合っ、そこからつないでいくというようなこともしています。普段から関わって、何も無い時からつながっているということがすごく大事です。困った時に、自分で困ったことがわかって、相談に行ける人には必要ありません。何に困っているかわからなくて、誰に相談すればいいかわからないというところで、前にあったようなベビーシッター事件がありましたけど、様々な虐待のところにもつながってってしまうので、何も無いところ、予防的な観点からも是非ここをしっかりと検討していただければと思います。財源確保までが3中学校区に1箇所というところも大変厳しいところだなと思っていますが、できるだけ早くできたらなという、切れ目のない支援ということでお願いしたいと思います。

それから、5ページの乳児家庭全戸訪問事業、いわゆる「こんにち赤ちゃん事業」というところですが、ここは確保方策が実施体制となっております。実際に訪問する数は推定があると思いますが、始まってから何年間で全数行けていない地域がすごくあって、世田谷では大分訪問率が上がっていると聞いていますが、その訪問率をきちんと上げるための確保になっているのかというところを是非この中で検討して、数をしっかり出していただけたらと思います。今の体制をどういう算定で増やしたのかというところが、実際訪問できていない数字から想定されてしまうと、なかなか訪問率が上がらないのかなと感じます。

それから、地域子育て支援拠点事業というところですが、後期計画からの変更が大分あるのではないかなというところですけども、実際問題として今やっているところもとても混雑しているという状況があります。

先ほどの BOP のところもそうですけれども、本当に厳しい、保育園がなかなか増えない中で、利用されている方がどんどん増えている地域などは、「ここには場所があるのでやっています」となっていますが、実際は、パンク状態というところがとても増えています。チラシを置いてしまうとまた来てしまうので、もうチラシも置きたくないですと言ってらっしゃる事業者、拠点事業の方がいらっしゃるような状況ですので、そこもしっかり見ていただけたらと思います。また、確保方策の中の、14カ所を整備していくというのがありますけれども、今後こども園はその中にカウントされるのかどうかということも教えていただけたらと思います。こども園の中の子育て支援事業で、何をするかということだと思いますが、拠点事業をやる、ひろば的な活動をされるところがカウントされるのかということもお伺いしたいです。

6 ページのファミリーサポート事業ですが、世田谷区は、ファミサポを実施していませんが、社協が実施しているふれあい子育て支援事業というのがあります。是非、ファミサポも世田谷区で実施していただきたいと思っています。社協さんにその旨是非お伝えいただきたいということと、その際にも多分ギャップがすごく出ると思います。どうしても3から5歳が一時預かりの中に一体的に入っていることで、なんとなく確保できたような数字が見えているように見えると思いますが、0から2歳のところは実際にパンクしていますので、一時預かりとファミサポはセットでもう少し細かく計画を立てていただけたらと思います。一時預かり事業は元々国のほうでは給付の対象に入っていましたが、それが13事業に入ってきたということで、利用の実績はなかなか増えていませんけれども、とても必要な事業ですし、いろいろなバイアスがかかっていて必要だと思われる人が利用できないというところもありますので、是非利用者支援とも関わってくると思いますが、きちんと利用できるような使いやすい体制を望みます。例えば今、ふれあい子育てを利用するのに説明会が必要ですが、その説明会に入れられないという状況にもなっていますので、利用したいと思った時に利用できる体制を今後どのように作っていくかということが課題だと感じています。

部会長：ありがとうございます。

副部会長：この議論は多分今おっしゃったように、ものすごく多くの議論が必要だと思いますし、研究会でもかなり議論しているところです。今、出てこなかった話の中で、2点お話ししたいことがあります。ひとつは、是非この場で申し上げたいのですが、やはり幼稚園の園庭あるいは放課後の場所、これをもっと区民全体に開放していくという視点が出ないといけないと思います。保育園が満杯状態でフル活用しているため、結局ひろば事業の利用者の多くはその後幼稚園に行くことが考えられます。全国的に見ると、幼稚園が例えば2歳の就園前のクラスを積極的に展開するとか、あるいはこういったひろばを展開するとかということが見られ、世

田谷区として、地域全体で保育を進めようという議論の中に幼稚園の入り具合が悪いなという感じがしてならないので、是非今日は幼稚園から、利用者の方も事業者の方もいらしているのでお話いただけたらいいなと思います。世田谷は保育ネットというのを既に作ってかれこれ10年近くになりますけれども、当初、幼稚園の方たちにお入りいただくような仕掛けにしていたわけですが、やはり2、3回で抜けられてしまって、結果的には児童福祉関係の保育園の方たちが中心になってしまいました。これも私は本当に今になってみると、あの時に幼稚園をもうひとがんばりして、そのネットワークの中に常時入っていただくべきだったということ进行すごく思うわけです。残念ながら幼稚園が入らない形でのネットワークを続けてしまった中で、やはり子どもの育ち、あるいは子育て家庭の支援という時に、非常に貴重な実践されている幼稚園が加わっていないのは、具合が悪いなということを感じております。具体的にはひろば事業あるいは一時預かり、こういったところへの関与を是非お願いしたいなというふうに思っています。

それからファミサポの問題がそうですが、結局、社会福祉協議会なり、あるいは社会福祉事業団なりという、世田谷区の中には区をサポートする、そういった民間の事業者ではない、民間の事業者と区の間みたいな事業者の方たちがいらっしゃるわけです。こういったところが松田委員がおっしゃった市民活動とどう深く連携していくのか。世田谷区の中には、世田谷文化を作り出した区民活動がものすごくあるわけで、この区民活動が、子どもの人権侵害を防ぐような活動とか子育て支援というところに深く、そして広く展開してきた歴史があるわけで、それがまさに世田谷文化だと思っています。こういった世田谷文化を作り出していくところの市民活動や幼稚園の方々の動きを、もう一段、このネットワークの活動の中に入れこんでいく、あるいは一緒に展開していくというような方向性の中で見えるといいなということを思っていて、是非このことについて、ご発言いただきたいと思っています。

委員 : 今、副部会長がおっしゃられたように、いわゆる私立幼稚園がずっと統括をされてきた教育行政の中での運営の中で、今言われたような例えば地域のひろば事業、一時預かり、ネットワークなど、そういう福祉行政部分にオープンにされている制度になかなか参入する機会がなかったという背景がまずひとつございます。それがひとつ、新制度で変わってくるということであれば、そうした情報や参入方法を共有しながら、貢献できるところは貢献すべきだという議論も私立幼稚園の中にあります。まずは一時預かり事業がどういうものなのかということ自体も私立幼稚園ではまだ共有が全く、全国レベルでできていない状態でありますから、そのあたりが段々、給付制度への移行の問題とか出てきた時に判断をしていかなければならないと思っています。副部会長が言われたような地域ネットワークへの参入ということは、私はとても大事なことだと捉え、



考えております。ここは教育行政、福祉行政と分けてはいけないと思えますけれども、今まで私たちがずっと所属してきた所轄の中で、自分から取りに行かないとなかなかこういう情報が出てこないという背景がありまして、そこをご認識いただいた上で、新制度に入っていく時にそのような働きかけを、区からも、区民からもという形でモチベーションが出てくれば、道が開けてくるのではないかと考えております。

部会長 : ありがとうございます。そういう方向が新しく検討されていくと非常にいいのではないかと思います。他にいかがでしょうか。これを最後にして次に行きたいと思えます。

委員 : 時間外保育事業について伺いたいのですが、現在私立保育園が受け持っている、いわゆる延長保育事業というのは1時間延長から4時間延長まで、そして更には24時間延長まで行っているところがあるわけです。この表での時間外保育事業の需要量見込みというのは全部まとめたの数だろうと思うのですが、今後区としては先ほどの子ども計画の中にもある利用者、特に子どもの立場に立ったというようなことを前面に打ち出すならば、この辺りのところについての見解をお聞きしたいと思えます。

事務局 : 時間外保育事業も、区といたしましては、重要な保育サービスという形で捉えておりますので、今、委員がおっしゃるように、24時間保育、あるいはその延長時間も、今1時間から4時間になっておりますが、それも含めまして検討していくような形になると思えます。

部会長 : それではまだご意見いろいろあるかと思えますが、先ほどと同じようにご意見をまた寄せていただくということにさせていただきます。もうひとつ、条例について、次に区が条例で定める基準について事務局のほうから説明をお願いいたします。

#### (4) 子ども・子育て支援新制度の実施に向けて区が定める条例について

事務局 : 少し時間が押してまいりましたので、今日お手元に資料7から11まであるかと思えますが、現在検討しております、中間報告ということで、今日は素案の骨子という形でお示しさせていただきます。説明に入る前に、今後のスケジュールですけれども、区といたしましては7月中にはこの条例の素案を詳細まで固めていきたいと思っております、8月のお盆の前までには案として最終的に確定し、9月の区議会の第3回定例会に条例案を提案していくことを予定しております。

今日、新制度の関連条例として5つの条例を示してございますが、総合的な条例ということで、ひとつ、ふたつぐらいにまとめられないものか、それともいろいろな法律から委任されている項目が複数ございますので、それぞれ個別に条例化していくのか、そこの検討もしてきました。現時点ではそれぞれの法律からの委任されている項目を基本にしまして、7つぐらいの条例を作るという方向で考えております、今日はそのうちの

5つになります。

まず資料7ですが、これは今回新制度で、区の認可事業となる家庭的保育事業等の認可基準で、実際は4つの事業がありまして、その設備、施設及び運営の基準を定める条例でございまして、区が認可するにあたっての根拠条例になるものでございます。右下のページ数でいいますと、6ページの家庭的保育事業をご覧ください。国基準が左側に書いてあります。区基準としては耐震基準を設定するということで、これは全ての事業に区として設けていきたいと考えております。ページをめくっていただきまして、先ほど少し議論になっておりました小規模保育ですけれども、A型につきましては資格者が全員保育士なので、これは国の基準どおりということですが、B型につきましては、区として独自基準を設けることとしております。中ほどに保育従事者の列がございまして、右側の区基準のところ、保育士割合を6割以上とするという基準を条例に盛り込んでいきたいということで、国基準の1/2以上より厳しくするということです。これは現在実施していただいております、認証保育所の保育士割合を準用させていただくという考え方でございます。それから10ページが居宅訪問型、いわゆるベビーシッター型の保育事業でございます。これは利用の対象が絞られていまして、障害・疾病等によって集団保育が難しい方や、夜間勤務の方が対象になってくるわけですが、こちらにつきましては事業者の要件を2段目に設けております。国基準にはありませんけれども、世田谷区内あるいは都内近郊で1年以上保育施設を運営している法人に限定するというのを考えております。それから保育従事者につきましても、国の基準ですと家庭的保育者となっておりますが、区としては保育士等資格を持つ家庭的保育者で、かつ保育の経験が実際にある方に限定するという基準を考えております。また、11、12ページでございますけれども、こちらについては事業所内保育所の基準として、20名以上も可能となっておりますが、その際はやはり一人当たり3.3㎡以上の面積の確保や、19人以下の場合の保育士割合は、先ほどの小規模のB型と同様に6割以上としております。それから13ページの地域枠についても、国基準より多めに設定したいと考えております。

次に資料の8でございます。新制度の対象となります施設型と事業型の運営に関する基準でございます。日頃の運営につきまして、全てこの条例の基準に基づきまして運営していただくということになりますので、非常に大切な条例と考えております。ページをめくっていただきますと、国の基準が非常に厳しい内容となっておりますので、概ね国の基準を横引きするような案で区としてもいけるのではないかと考えております。またページめくっていただきまして、8ページの一番下の項目の運営規定をご覧ください。に職員の資格・免許の有無を加えることを考えております。10ページの下段の事故防止のところですが、区の求めに

じて、事故記録の提出を義務付けること、それから次の会計区分のところでは、施設ごとの経理区分を求めること、財務諸表の公表を追加すること、それから記録の整備では、として施設ごとの職員の賃金台帳あるいは法人では締結した委託契約等の追加、いわゆる外部ソーシング、外に契約を出されている場合にはそういった関係書類も提出していただくという規定を設けていきたいと考えております。

次が資料9でございます。支給認定及び保育の実施に関する条例でして、いわゆる1号から3号の認定の方法や、入園選考に関することを規定することになります。こちらにつきましては、国の政省令の関係もありまして少し検討が遅れています。4ページの下の方のところ、就労の基準といたしましては、一ヶ月48時間以上ということで、現在一日4時間、週3日以上としていますけれども、それを一ヶ月48時間以上とするということで、ある意味今よりも広めの基準にしております。

次が資料10でございます。これは子ども・子育て会議の世田谷版の設置根拠となる条例でございます。

それから資料11につきましては、放課後児童健全育成事業に関する基準でして、主には国の基準を対応して差し支えないと考えております。

この他に保育料に関しまして2本の条例を考えております。区立幼稚園保育料の条例が独立してひとつございまして、もうひとつ認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、新制度に移行されてきました幼稚園の保育料を定める条例ということで、保育料関係で2本、素案を固めていきたいと考えております。説明は以上でございます。

部会長：ありがとうございます。中身はたくさんあります。国基準が基本になっていて、区として独自に、加えられるものについて今、ポイントを説明していただきましたが、ご意見・ご質問がございましたらどうぞ。

副部会長：この問題について研究会で申し上げているのは、やはり世田谷ルールを作らなければいけませんから、今まで世田谷が大事にしてきたものが、そのラインより落ちることがないようにしたいというのが基本的な考え方です。今日は説明されなかったのですが、大事なことは子どもの人権侵害があってはならないということで、具体的には質の担保とその評価、そして中で何か起きた時の人権侵害等に対する基本的な救済、このような問題について何らかの形できちんと条例の中に盛り込んでいただきたいという話をしています。少なくとも子ども条例の中にある精神というものもきちんとこの条例の中に盛り込んでいただくということが大事ではないかということが言われておりますので、この点をその中に位置づけていただきたいということです。

事務局：今、副部会長からお話がありましたように、保育あるいは幼児教育の質を担保していくことが重要なのですが、今回の新制度が実態と少し合っていないところがございます。公立の保育園や公立の幼稚園の関係、それから認可外であります認証保育所や保育室、こちらがなかなかすつき

りと新制度のほうに移れないという実態があります。そうした中でも新制度をうまく活用しながら、これまで世田谷の中で培われてきました、質の高い保育や幼児教育をどうやって担保していくかということが、今回条例制定にあたりましては一番大事なところになるかと思います。現在、まだ条例の案文あるいは骨子という形で、そのあたりまで示しきれていないのですが、引き続き検討して画竜点睛を欠かないようにしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

委員 : 今、お示しいただいているこの条例の素案・骨子の他にこれから保育料の部分も出てくるというお話でしたけれども、その見通しについてお話しいただきたいと思います。私立幼稚園の場合は入園説明会を始める段階で、施設型給付に移行する場合には区が設定する保育料によって保育料が変動すると書くようになっております。このような対応は保護者の方に対してとてもできない対応だと私どもは思っておりますので、見通しだけでもお聞かせください。

事務局 : 保育料につきましては今月中には案という形でまとめる予定になっております。

委員 : 基本的な質問ですが、資料8の3ページの表の幼保連携型認定こども園のところですが、定員を設定しないことも可能となっております。この記載の意図を教えてください。

事務局 : 新しく今回改正されました、認定こども園法によりますと、認定こども園の対象になりますお子さんの年齢は3歳から5歳ですけれども、その中でいわゆる1号認定に対応する、今で言うと幼稚園部分ですが、その定員、それから保育の必要な2号認定の方の定員を設定することになるわけですけれども、地域の状況や保護者の方の状況を踏まえてそれぞれの定員を設定しないような運営の仕方も可能ということが国から示されています。ただし当然一人当たり面積や、幼稚園の教室の取り方といった基準はありますのでそれはクリアする必要があります。定員を設定しないで詰め込んで受け入れるということではなく、運営上、あるいはお子さん・保護者の状況を踏まえて、そのような設定の仕方も可能ということになっております。詳細は今度、条例などをつめていく中でお示しできるかと思っております。

委員 : 小規模保育事業のA型とB型のところで、資格のところでA型が保育士割合100%、B型が6割以上というところですがけれども、運営する側として運営費といいますか補助金ですけれども、A型とB型で運営費がもちろん違いますよね。それで今度利用する側からすると、小規模も利用調整されるということですから、同じ小規模保育事業でも格差が生まれるような感覚がありますが、先ほど保育の質の確保というところでは、運営費が違うというのは施設の格差にならないでしょうか。

事務局 : 先ほどの資料7の7・8ページになりますが、例えば小規模保育B型であれば、0歳児が3人、1～2歳児があわせて16人という19人の小規

模保育を考えた場合、保育士は5割ということであれば、プラス1名しなければいけませんので、資格者は5名中3名でいいということです。ところが6割ということになりますと、端数を切り上げることになりまして、5名のうち4名に有資格者ということになります。この6割というのは1/2と比べて「10%しか厳しくないじゃないか」と数字上は見えますけれども、現実の運営としては保育士の資格がある方を確保しなくてはならないという実態がございます。今回示されております公定価格もA型の場合とB型の場合、B型が低く示されておりまして、区としてどれだけ独自に運営費を上乗せできるかという、事業費のことも一緒に考えていく必要がございます。その中で、いわゆる資格取得を促進するような経費を今でもみるなどしていますが、当然低い運営費のままだと格差がつくということがございますので、できればB型に移行された場合でも、なるべく早い期間にA型に移っていただけるように促進する支援を考えております。それはまたこの条例作りとは別の、いわゆる事業の作り方になってまいりますが、また詳細が決まりしだい、いろいろご相談はさせていただきたいと思っております。

委員 : この条例に関する基準、内容についてはすごく世田谷基準で厳しくできているなと思って拝見しました。特に事故のところで報告を義務付けるというのはやはり絶対に必要ですし、資料8の10ページの下のところはすごく厳しくなっているなと思って拝見しました。基準条例では多分難しいと思っておりますけれども、先ほど委員のほうから幼稚園に全然情報が伝わっていないという話が出てきて、実はそれは世田谷だけではなく、全国の幼稚園の先生方から伺うと、とにかく「保育園ってこのように運営がされているの」とか「地域ってこのようなことになっているの」といった話を最近よく伺います。条例という形は厳しいかもしれませんが、やはり幼稚園の豊かな資源を一緒に使っていくということを考えないと、新制度に入らないからということで、対象からはずしてしまうということになると、やはりこれからも変わらないのではないかなと思います。幼稚園のこれからの発展とか今まで培ってきたもの、区民とやっていくところを考えても、何か新制度に入らなかった施設との連携みたいなどころをうまく条例に独自に入れていけるようなことをしていくとか、情報をつなげていくようなことをするとよいと思います。そして新制度に入らなくても区と区民と一緒にやっていくといったことを入れていくことで、少し幅が広がって、今まで使われてなかった資源が使われるようになるのではないかなと思います。それはもちろん保育の側にとってもいいことだし、区民にとってもいいことだし、幼稚園の側にとってもこれから少子化の時代を見据えた時に、地域と一緒に歩いていくということはすごく重要なことだと思いますので、何かそういった新しいことをこの基準以外の条例などでできないかなと思いました。

委員 : 資料7に関連することですけれども、小規模保育事業等から3歳以上の

施設型に移行する際の話ですが、連携施設についての問題というのが今耳にすることが増えています。突然、認可保育所に他の事業者が来て、連携施設になってくれと言ってくるのは、どこでどのような保育をやっているのかもわからない中では難しいと思います。条例の中にどのように書けるのかわからないですが、先ほどの子ども計画で出てきた、区の役割というところでも、区の中での保育施設全体をどのようにコーディネートしたり、結びつけていくかというところを、区が全体的な構造として考えるというところを少し入れていただけたらいいのかなと思います。それから、先ほどの幼稚園の件ですけれども、幼稚園はやはり最初の子育て支援の流れの中で、保育所のほうからスタートしていったような制度的な流れがあって、なかなか幼稚園に情報が伝わらないとか、お金がいかないとかいろいろな問題があると思います。ただ実際には3歳未満で、子育て支援の場を使っている人たちの多くが幼稚園を利用するという状況なっているので、2歳児とか満3歳児に対する支援は一部されているところも多いと思いますが、そこを広げていくような検討をされたらいいかなと思います。

委員 : やはり質の確保というのはかなりここでもうたわれているし、今後もずっと追求していくことになると思いますけれども、新制度にあたって、幼保連携型認定こども園のことが、今回全然出てきていませんけれども、それに向けて、いわゆる保育教諭の問題があると思います。幼稚園教諭の勉強と、保育士の勉強とをきちんとしているということで、保育教諭というものが位置付けられております。まだ両方の資格を持っていない方たちもいらっしゃるわけですので、ここをやはりどうか養成を促進していくような方向性を区の方針として打ち出していきたいと思えます。国は既に補助率1/2の補助を出すと言っていますけれども、世田谷区としては事業化していないと聞いておりますので、是非事業化し、そして先々を見つめて、いわゆる子どもに関わる、幼稚園においても保育園においても関わるものたちが、教育も養護も両方カバーしていけるよう補助をしていただければと思います。前から言っているように私はこのふたつを区別すること自体おかしいと思っていますが、本当にトータルとして子どもの育ちというものを見ていける職員の育ちということを重視し、是非区として養成に力を入れていただきたいと思います。

部会長 : 大体よろしいでしょうか。先ほどお話がありましたように、この条例については今後更に検討して8月中頃に固めるということですか。この部会で意見を出すことは今回で一応終了ということになりますか。

事務局 : メール等でご意見いただければ大変ありがたいです。できれば早いほうがいいので7月中旬までをお願いします。

部会長 : 大事なことなので、是非ご意見をいただければと思います。基本的には国基準、それに世田谷として今まで培ってきたもの、あるいはこれから大事にしようとしていることについてできるだけ条例の中にきちんと入

れていきたいというお話があって、そういう検討が進んでいると思いますので、みなさまのご意見を是非生かしていただければと思います。少し時間が過ぎましたが、今日はたくさん項目がございましたので、活発にご意見いただきましてありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

事務局 : 本日は貴重なご意見をいただき、また限られた時間で多くの議論をさせていただきまして、ありがとうございました。ご意見を言いきれなかった部分もあるかと思しますので、先ほどもご案内いたしました、7月15日の火曜日までに事務局宛にメール等でご意見をいただければと思います。それから事務局より事務連絡をさせていただきます。本会議の議事録の取り扱いにつきましては、これまでどおりの適用をさせていただいております。また委員の任期延長についてのご依頼中に恐縮でございますが、次回の第6回子ども・子育て部会の日程につきましてご連絡させていただきます。次回は7月30日の水曜日18時からを予定しております。日程調整の関係から夜間の開催となり申し訳ありませんが、ご理解いただきたいと思っております。場所につきましては、区役所第3庁舎3階のプライトホールを予定しております。また時期が近づきましたら改めてご案内をお送りさせていただきます。議題につきましては、子ども計画の素案及び基準を定める条例案についての議論を中心にさせていただきます。最後になりますが、岡田より挨拶をさせていただきます。

事務局 : 時間が過ぎてしまいましたが、今日は本当に熱心なご議論ありがとうございました。また本当に盛りだくさんの議事を円滑に進行していただきまして、部会長本当にありがとうございました。今日いただいたご意見またこれからいただくご意見を踏まえまして、この新制度に向けた準備を進めていこうと思っております。先ほど来、区の基本的なスタンスを条例の中に埋め込めればというご指摘がありまして、冒頭説明させていただいたように、1本の総合条例であれば区の思いを書きやすいのですが、法令との関係上、単独条例にせざるを得ない状況でして、そうなりますと、運営基準条例の一般原則のところでも少し書きこめるかということを検討しているところです。いずれにしても今後、素案ができ次第またお示しをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。今日は本当にありがとうございました。それからフォーラムは7月6日でございますので、チラシをお配りさせていただきましたが、お時間があれば是非ご参加をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

事務局 : 以上をもちまして第5回子ども・子育て部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上